



# 第99回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月28日(水曜日)午前10時  
受付開始時刻は午前9時を予定しております。

場所

東京都江東区有明二丁目1番6号  
東京ガーデンシアター

決議事項

会社提案	第1号議案 取締役13名選任の件
------	------------------

株主提案	第2号議案～第11号議案
------	--------------

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2023年6月27日(火曜日)  
午後5時20分まで

東京電力ホールディングス株式会社

証券コード：9501

# 東京電力グループ経営理念



## Mission (使命)

### 安心で快適なくらしのため エネルギーの未来を切り拓く

私たち東京電力グループは、  
福島への責任を果たすことを第一に、  
エネルギーが持つその先の可能性を追求し、  
お客さま一人ひとりの期待を超える価値をお届けします

## Vision (将来像)

「カーボンニュートラル」や  
「防災」を軸とした価値創造により  
安全で持続可能な社会の担い手として  
信頼され選ばれ続ける  
企業グループを目指します

## Values (価値基準)

- 安全最優先
- 責任の貫徹
- お客さまのために
- 変革への挑戦

## 株主のみなさまへ

株主のみなさま、立地地域のみなさまをはじめ、当社グループを取り巻くさまざまなステークホルダーのみなさまには、当社グループの経営に対し多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当社グループは、第四次総合特別事業計画のもと、信頼の回復を最優先課題と位置づけ、あらゆる事業において安全と品質の向上に取り組んでおります。また、「復興と廃炉の両立」の方針のもと、中間指針第五次追補などを踏まえた賠償を迅速かつ適切に行うとともに、安全を最優先にALPS処理水の海洋放出に向けた準備をすすめるなど、安全かつ着実な廃炉の推進と復興の加速化をはかり、福島への責任を貫徹してまいります。

当年度においては、世界的な燃料価格の高騰に加え、円安が急激に進行するなど、当社グループを取り巻く事業環境は極めて厳しい状況となりました。この難局を打開するため、当社グループは、電気の調達費用の抑制に向けた節電施策の展開や徹底したコスト削減に取り組んでまいりました。しかしながら、燃料価格の高騰等による収支の大幅な悪化は経営努力だけでは克服できず、苦渋の決断ではありますが、電気料金を見直すことといたしました。

こうした状況やカーボンニュートラルの実現をめざす世界的な潮流を踏まえ、当社グループは、柏崎刈羽原子

力発電所の再稼働に向けた取り組みを誠実にすすめるとともに、お客さまのご期待を超える価値を提供していくことが今後の持続的な成長に不可欠であると考えております。そのために、当社グループがこれまで培ってきた強みを発揮できる分散型電源や蓄電池等の設備サービス事業を主軸としたビジネスモデルへと転換し、新たな企業価値の創造に挑戦してまいります。

当年度につきましても、配当に関しましては株主のみなさまのご期待に沿うことができない状況にありますが、引き続き第四次総合特別事業計画に掲げた施策に取り組む、経営基盤の強化とカーボンニュートラルの実現に向けた新たな領域への挑戦をすすめ、市場における評価を高めてまいります。今後とも当社グループの経営に対し何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



取締役会長

小林喜光

代表執行役社長

小早川智明

証券コード：9501  
2023年6月7日

株主各位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
取締役会長 小林 喜光

## 第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### ① 当社ウェブサイト

<https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>



### ② 株式会社東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（東京電力ホールディングス）又は証券コード（9501）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

6ページの「電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時

2 場 所 東京都江東区有明二丁目1番6号 東京ガーデンシアター

### 3 会議の目的事項

**報告事項** 2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項** **会社提案** 第1号議案 **第1号議案** 取締役13名選任の件  
**株主提案** 第2号議案から第11号議案 **<株主提案（第2号議案）>**  
**第2号議案** 定款一部変更の件（1）  
**<株主提案（第3号議案から第11号議案まで）>**  
**第3号議案** 定款一部変更の件（2）  
**第4号議案** 定款一部変更の件（3）  
**第5号議案** 定款一部変更の件（4）  
**第6号議案** 定款一部変更の件（5）  
**第7号議案** 定款一部変更の件（6）  
**第8号議案** 定款一部変更の件（7）  
**第9号議案** 定款一部変更の件（8）  
**第10号議案** 定款一部変更の件（9）  
**第11号議案** 定款一部変更の件（10）

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

### 4 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

以上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
  - 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
    - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト及び株式会社東京証券取引所ウェブサイトでお知らせいたします。

# 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席されない場合

電磁的方法(インターネット等)  
による議決権の行使



6ページをご覧ください

書面による  
議決権の行使



7ページをご覧ください

## 当日ご出席される場合

株主総会へのご出席  
による議決権の行使



行使期限

### 事前の議決権行使について

**2023年6月27日(火曜日)午後5時20分まで**

#### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご案内

株式会社 ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

株主総会開催日時

**2023年  
6月28日(水曜日)  
午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



## 電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使

当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って行使期限までに議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

### QRコードを読み取る場合

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなくログインいただけます。



### ！ ご注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。

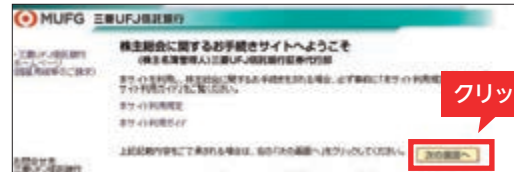
### ログインID・仮パスワードを入力する場合

議決権行使サイトへアクセス  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



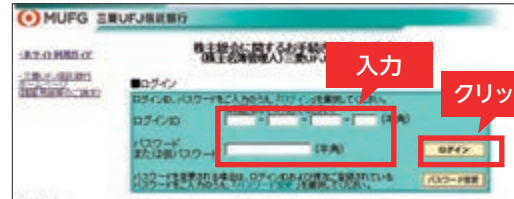
①

「次の画面へ」をクリック



②

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



③

「ログイン」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

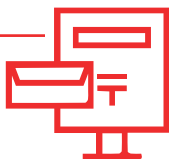
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先  
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

**0120-173-027**

(受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。





当日ご出席されない場合

## 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

### 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案には、「**会社提案**」と「**株主からのご提案**」があります。

議決権行使書		行使できる議決権の数										
東京電力ホールディングス株式会社 御中		2023年6月 日 _____ 個										
私は、2023年6月28日開催の東京電力ホールディングス株式会社第99回定時株主総会（継続会又は延会の場合を含む。）における各議案の原案に対し、下記（○印で表示）のとおり、議決権を行使します。												
会社提案	第1号議案	株主からのご提案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
	賛（但しを除く） 否	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
		否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

（ご注意）株主からのご提案につきましては、当社取締役会は反対しております。第2号議案以下につき、株主のご提案に賛成の場合は「賛」に、反対の場合は「否」に○印でご表示願います。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。  
東京電力ホールディングス株式会社

#### 「会社提案」の記入方法

##### 第1号議案

全員賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

全員反対の場合：「**否**」の欄に○印

一部の候補者に反対の場合：

「**賛**」の欄に○印のうえ、反対する候補者について、「第99回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の候補者番号をご記入ください。

#### 「株主からのご提案」の記入方法

##### 第2号議案～第11号議案

賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

反対の場合：「**否**」の欄に○印

「株主からのご提案」につきましては、当社取締役会は、いずれの議案にも反対しております。

#### ！ ご注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主からのご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。



# 株主総会のライブ配信のご案内

本総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。詳細につきましては、同封の「株主総会のライブ配信のご案内」の内容をご確認ください。

配信日時

**2023年6月28日(水曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで**

- 1 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

URL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



- 2 ログイン画面にてEngagement Portal用のログインIDとパスワードを入力し、**利用規約**をご確認のうえ、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**ログイン**」ボタンをクリックしてください。

ログインID (計12桁)

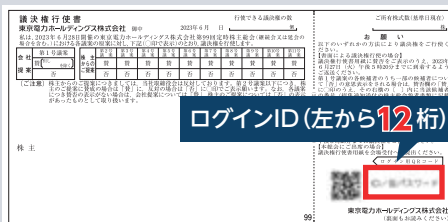
**0006 + 株主番号 (8桁)**

※Engagement Portal用のログインIDは、議決権行使書紙の「**お願い**」に記載されているログインIDの左から12桁の数字です。本総会当日まで大切に保管ください。

パスワード (計11桁)

**2023年3月31日時点の株主名簿ご登録住所の郵便番号 (7桁) + 2023**

※同封の議決権行使書紙の「**お願い**」に記載されている仮パスワードとは異なります。  
※ログインID、パスワードの入力にハイフン ( - ) は不要です。



- 3 ログイン後、「**当日ライブ視聴**」ボタンをクリックし、**ライブ視聴**等に関する**利用規約**をご確認のうえ、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**視聴する**」ボタンをクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃からアクセス可能となります。

## ! ご注意事項

ライブ配信で本総会をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への「出席」とはなりませんので、質問や議決権の行使、動議の提出はできません。書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願いいたします。

ご使用の端末（機種、性能等）やインターネット環境等により映像や音声に不具合が生じる場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する通信料金等の費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

配信データの撮影、録画、録音、保存及び二次利用（SNS等による公開）等、並びにログインID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなる場合がございます。

# 株主総会参考書類

## 会社提案 (第1号議案)

### 第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	小林喜光	取締役会長 再任 社外 独立 指名★ 監査 報酬
2	大八木成男	取締役 再任 社外 独立 指名 報酬
3	大西正一郎	取締役 再任 社外 独立 指名 監査
4	新川麻	取締役 再任 社外 指名
5	大川順子	新任 社外 独立
6	永田高士	新任 社外 独立
7	小早川智明	取締役 再任 指名
8	山口裕之	取締役 再任
9	酒井大輔	新任
10	児島力	取締役 再任
11	福田俊彦	取締役 再任
12	吉野栄洋	取締役 再任 指名
13	守谷誠二	取締役 再任 監査

**社外** 社外取締役候補者  
**独立** 独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者。当社は、各氏を同取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
**指名** 指名委員 **監査** 監査委員 **報酬** 報酬委員 ★ 委員長

## (ご参考) 当社のコーポレート・ガバナンス体制

- 指名委員会等設置会社制度を採用し、執行と監督を分離
- 社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置
- 取締役会はジェンダー（女性2名）や専門知識、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成

	人数	比率
社外取締役候補者	6名/13名	46%
独立役員候補者	5名/13名	38%

取締役会出席状況	当社が取締役候補者に特に期待する分野							
	企業経営	エネルギー	技術	財務会計	法律	ESG	国際的経営	営業・マーケティング
19/19回 (100%)	●	●	●			●	●	
19/19回 (100%)	●					●	●	●
19/19回 (100%)	●				●			
19/19回 (100%)		●			●			
—	●					●		●
—	●	●	●	●				
19/19回 (100%)	●	●	●					●
15/15回 (100%)		●		●		●		
—	●	●	●					
15/15回 (100%)				●			●	●
15/15回 (100%)		●	●					
19/19回 (100%)		●						
19/19回 (100%)	●	●		●		●		

- (注) 1. 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。  
 2. 新川麻氏については、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしておりますが、独立役員として届出は行っておりません。

再任

社外

独立

候補者番号

1

こばやし よし みつ  
小林 喜 光

(1946年11月18日生)

所有する当社普通株式の数 21,600株  
在任年数 2年

## 略歴及び地位

2007年 4月	株式会社三菱ケミカルホールディングス（現三菱ケミカルグループ株式会社。以下同じ）代表取締役社長
2007年 4月	三菱化学株式会社（現三菱ケミカル株式会社。以下同じ）代表取締役社長
2012年 4月	三菱化学株式会社取締役会長（2017年3月まで）
2012年 6月	当社取締役（2015年3月まで）
2015年 4月	株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役会長
2015年 4月	公益社団法人経済同友会代表幹事（2019年4月まで）
2015年 6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
2017年10月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員（2021年5月まで）
2021年 6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役（2022年6月まで）
2021年 6月	当社取締役会長（現在にいたる）

## 取締役会等への出席状況

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	4/ 4回(100%)
監査委員会	21/21回(100%)
報酬委員会	7/ 7回(100%)

## 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

小林喜光氏は、三菱ケミカルグループ株式会社の社長、会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

## 重要な兼職の状況

株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

再任

社外

独立

候補者番号

2

おおやぎ しげ お  
大八木 成 男

(1947年5月17日生)

所有する当社普通株式の数 9,146株  
在任年数 3年

## 略歴及び地位

2008年 6月	帝人株式会社代表取締役社長CEO
2010年 6月	帝人株式会社代表取締役社長執行役員CEO
2014年 4月	帝人株式会社取締役会長
2018年 4月	帝人株式会社取締役相談役
2018年 6月	帝人株式会社相談役（2023年3月まで）
2020年 6月	当社取締役（現在にいたる）

## 取締役会等への出席状況

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	4/ 4回(100%)
報酬委員会	7/ 7回(100%)

## 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大八木成男氏は、帝人株式会社の社長、会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

## 重要な兼職の状況

アサヒグループホールディングス株式会社社外監査役

再任

社外

独立

候補者番号

3

おお

大

にし

西

しょういちろう

正一郎

(1963年9月25日生)

所有する当社普通株式の数  
在任年数0株  
3年

## 略歴及び地位

1992年4月	弁護士（現在にいたる）
2003年11月	株式会社産業再生機構マネージングディレクター （2007年1月まで）
2007年1月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役
2017年11月	FCDパートナーズ株式会社代表取締役（現在にいたる）
2020年6月	当社取締役（現在にいたる）
2021年8月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役共同社長 執行役員（現在にいたる）
2022年4月	フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役共同社長
2022年9月	フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長 （現在にいたる）

## 取締役会等への出席状況

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	4/4回(100%)
監査委員会	21/21回(100%)

## 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大西正一郎氏は、フロンティア・マネジメント株式会社やフロンティア・キャピタル株式会社の代表取締役を務めるなど、企業における事業再生に関する幅広い経験と見識を有していることに加え、弁護士として主に法律分野における高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

## 重要な兼職の状況

フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役共同社長執行役員  
フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長  
FCDパートナーズ株式会社代表取締役  
弁護士

再任

社外

候補者番号

4

しん

新

かわ

川

あさ

麻

(1965年2月17日生)

所有する当社普通株式の数  
在任年数0株  
2年

## 略歴及び地位

1991年4月	弁護士（現在にいたる）
2001年1月	西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー （現在にいたる）
2019年4月	東京大学大学院法学政治学研究所客員教授 （2022年3月まで）
2021年6月	当社取締役（現在にいたる）

## 取締役会等への出席状況

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	2/2回(100%)
監査委員会	5/5回(100%)

## 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

新川麻氏は、弁護士として西村あさひ法律事務所のパートナーを務めるなど、主に法律分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え、社外取締役を務め企業経営に多様な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

## 重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所パートナー弁護士  
任天堂株式会社社外取締役

新任

社外

独立

候補者番号

5

おお かわ じゅん こ  
大川 順子

(1954年8月31日生)

所有する当社普通株式の数

0株



## 略歴及び地位

2016年4月	日本航空株式会社代表取締役専務執行役員
2018年4月	日本航空株式会社取締役副会長
2018年6月	日本航空株式会社副会長
2019年4月	日本航空株式会社特別理事 (2021年3月まで)

## 重要な兼職の状況

株式会社商工組合中央金庫社外取締役  
 KDDI株式会社社外取締役  
 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役

## 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大川順子氏は、日本航空株式会社の代表取締役専務執行役員を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、企業再生や、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進等に関する高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

新任

社外

独立

候補者番号

6

なが た たか し  
永田 高士

(1958年2月28日生)

所有する当社普通株式の数

0株



## 略歴及び地位

1990年3月	公認会計士 (現在にいたる)
2013年11月	有限責任監査法人トーマツ 包括代表代行
2015年11月	デロイト トーマツ グループ ボード議長
2015年11月	有限責任監査法人トーマツ ボード議長 (2018年5月まで)
2018年6月	デロイト トーマツ グループ CEO (2022年5月まで)
2022年6月	有限責任監査法人トーマツ パートナー (現在にいたる)

## 重要な兼職の状況

公認会計士

## 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

永田高士氏は、デロイト トーマツ グループのCEOを務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、有限責任監査法人トーマツの包括代表代行を務め公認会計士として主に監査及び会計の分野における多様な経験と高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

再任

候補者番号 **7** こばやかわ とも あき (1963年6月29日生)  
**小早川 智 明** 所有する当社普通株式の数 19,465株



## 略歴及び地位

1988年4月	当社入社
2014年6月	当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長
2015年6月	当社常務執行役（2016年3月まで）
2016年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 （2017年6月まで）
2016年6月	当社取締役（現在にいたる）
2017年6月	当社代表執行役社長（現在にいたる）

## 取締役会等への出席状況

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	4/4回(100%)

## 取締役候補者の選任理由

小早川智明氏は、当社の社長を務めるなど、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

再任

候補者番号 **8** やま ぐち ひろ ゆき (1965年6月5日生)  
**山 口 裕 之** 所有する当社普通株式の数 27,294株



## 略歴及び地位

1991年4月	当社入社
2017年6月	当社経営企画ユニット経理室長
2020年4月	東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社長
2021年4月	当社常務執行役
2021年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 （現在にいたる）
2021年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役 （現在にいたる）
2022年4月	当社代表執行役副社長（現在にいたる）
2022年6月	当社取締役（現在にいたる）

## 取締役会への出席状況

取締役会	15/15回(100%)
------	--------------

## 取締役候補者の選任理由

山口裕之氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



新任

候補者番号

9

さか い だい すけ  
酒 井 大 輔

(1969年8月12日生)

所有する当社普通株式の数

1,865株



### 略歴及び地位

1994年4月	当社入社
2016年4月	東京電力フュエル&パワー株式会社経営企画室長
2019年4月	東京電力パワーグリッド株式会社経営企画室東電物流株式会社出向（代表取締役社長）
2021年4月	当社経営企画ユニット企画室長
2022年4月	当社常務執行役
2022年4月	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長（現在にいたる）
2023年4月	当社代表執行役副社長（現在にいたる）

### 取締役候補者の選任理由

酒井大輔氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

### 重要な兼職の状況

東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長

再任

候補者番号

10

こ じま ちから  
児 島 力

(1963年10月25日生)

所有する当社普通株式の数

2,092株



### 略歴及び地位

2016年4月	三菱商事株式会社新産業金融事業グループCEOオフィス室長
2019年4月	三菱商事株式会社複合都市開発グループCEOオフィス室長（2019年11月まで）
2019年12月	当社参与
2020年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長兼常務取締役
2021年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長
2022年4月	当社執行役副社長（現在にいたる）
2022年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役（現在にいたる）
2022年6月	当社取締役（現在にいたる）

### 取締役会への出席状況

取締役会 15/15回(100%)

### 取締役候補者の選任理由

児島力氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に国内外の事業開発に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



再任

候補者番号

11

ふく だ とし ひこ  
福田 俊彦

(1958年3月14日生)

所有する当社普通株式の数 11,522株



## 略歴及び地位

1983年4月	当社入社
2011年12月	当社原子力品質・安全部長
2013年6月	当社原子力・立地本部（国際廃炉研究開発機構理事） （2014年8月まで）
2014年8月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構執行役員 （2019年3月まで）
2019年4月	当社執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジ デント（2021年3月まで）
2021年4月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構上席執行役員廃炉戦略企 画室長（2022年3月まで）
2022年4月	当社常務執行役
2022年6月	当社取締役（現在にいたる）
2023年4月	当社執行役員副社長（現在にいたる）

## 取締役会への出席状況

取締役会 15/15回(100%)

## 取締役候補者の選任理由

福田俊彦氏は、当社の原子力品質・安全部長や原子力損害賠償・廃炉等支援機構の要職を務めるなど、主に原子力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

再任

候補者番号

12

よし の しげ ひろ  
吉野 栄洋

(1968年10月16日生)

所有する当社普通株式の数 0株



## 略歴及び地位

2012年6月	原子力損害賠償支援機構（現原子力損害賠償・廃炉等支援機構）執行役員
2017年7月	経済産業省大臣官房参事官（商務・サービスグループ担当）
2018年7月	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長
2020年6月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長 （現在にいたる）
2020年6月	当社執行役（現在にいたる）
2021年6月	当社取締役（現在にいたる）

## 取締役会等への出席状況

取締役会 19/19回(100%)

指名委員会 4/4回(100%)

## 取締役候補者の選任理由

吉野栄洋氏は、経済産業省及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構において要職を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

## 重要な兼職の状況

原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長

再任

候補者番号

13

もり

守

や

谷

せい

誠

じ

二

(1963年4月21日生)

所有する当社普通株式の数

85,470株



#### 略歴及び地位

1986年4月	当社入社
2013年6月	当社監査委員会業務室長
2016年4月	東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役
2017年6月	当社取締役(現在にいたる)
2017年6月	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 (2022年3月まで)
2018年9月	当社代表執行役副社長(2023年3月まで)

#### 取締役会への出席状況

取締役会 19/19回(100%)

#### 取締役候補者の選任理由

守谷誠二氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、当社監査委員会業務室長を務めるなど、企業監査に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、小林喜光氏、大八木成男氏、大西正一郎氏、新川麻氏及び守谷誠二氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており、本総会において各氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、大川順子氏及び永田高士氏の取締役選任が承認された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を各取締役及び各執行役との間で締結し、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲において補償することとしており、本総会において各再任候補者及び酒井大輔氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、大川順子氏及び永田高士氏の取締役選任が承認された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、本総会において各候補者の取締役選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 小林喜光氏が社外取締役を務める株式会社みずほフィナンシャルグループは、2021年2月以降に発生した一連のシステム障害に関し、2021年9月及び同年11月に金融庁から銀行法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事実判明後も、再発防止に向けた対応策等について意見や提言を行っております。
5. 永田高士氏は、2023年5月31日をもって有限責任監査法人トーマツのパートナーを退任する予定であります。

(ご参考)

## 取締役候補者及び執行役の選任方針と手続

<方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしています。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしています。このうち、社外取締役については、「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしています。

<手続>

会社法に基づき、社外取締役が過半数を占める指名委員会が、株主総会に提出する取締役選解任に関する議案の内容を決定しています。また、執行役の選解任については、指名委員会における審議を行ったうえで、取締役会において決定しています。

## 社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

- 1. 当社グループ関係者**
  - ・当社又は当社子会社の出身者
- 2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）**
  - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
  - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- 3. 主要な取引先**
  - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
  - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
- 4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）**
  - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
  - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
- 5. 役員相互就任**
  - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員
- 6. 近親者**
  - ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
  - ・最近3年間に於いて、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
  - ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。
- 7. その他**
  - ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とするができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

株主提案に対する取締役会の意見は、第2号議案、第5号議案、第8号議案から第11号議案につきましては各議案の後に、第3号議案、第4号議案、第6号議案及び第7号議案につきましては第7号議案の後に記載しております。  
なお、各議案の議案内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

## 株主提案 (第2号議案)

第2号議案は、株主からのご提案によるものであります。  
なお、提案株主(2名)の議決権の数は、306個であります。

### 第2号議案 定款一部変更の件(1)

#### 議案内容

以下の条項を、本会社の定款に追加的に規定する。

#### 第 章 (移行計画)

##### 第 条 (2050年炭素排出実質ゼロシナリオと資本配分との整合)

1. 本会社は、本会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴うリスク及び事業機会を踏まえ、本会社の2050年カーボンニュートラル宣言に基づき、本会社の重要な戦略的資本投資を、いかに2050年炭素排出実質ゼロシナリオと整合させるかについて明記した方針(以下「本方針」という。)を策定し、これを開示する。
2. 本方針の実行を促進するため、本会社は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロシナリオが本会社(本会社の全てのグループ会社及び事業セグメントを含む)の戦略的資本投資の根拠となる前提、費用、試算及び評価額に与え得る影響を評価し、これを報告する。但し、開示の対象は、営業秘密に該当する情報を除くものとする。

#### 提案の理由

本提案は、本会社の移行計画が、2050年炭素排出実質ゼロシナリオに整合しているかを株主が評価・判断する上で必要な情報の開示を求めるものである。

東京電カグループは化石燃料関連事業の拡大戦略を掲げており、重大な移行リスクを抱えているため、全事業セグメントの資本配分を2050年炭素排出実質ゼロシナリオと整合させた枠組みを含む移行計画を策定し、財務リスクを軽減する必要がある。

本提案が求める開示は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)、投資家団体(CA100+等)、他国における株主提案等を通じ、投資家が求める情報開示に合致する。世界の同業他社でも本提案と同様の情報が開示され、化石燃料からの転換を進めている。

本提案の可決により、株主は自らの資産の保全に必要な重要情報を知り得る。また、本会社は脱炭素経済への移行におけるリスクと事業機会の適切な管理を行い、企業価値を維持向上することが可能となる。

## 取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案のような業務執行に関する事項は、取締役会において、その時々<sup>1</sup>の事業環境等の変化に合わせて機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応していくべきものであることから、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えます。

なお、基幹エネルギーである電力の供給を担う当社としては、環境適合性に加え、供給の安定性や経済性とのバランスにも配慮して事業を遂行する必要があると考えており、国の政策や社会情勢も踏まえて気候変動に伴うリスクや機会を評価し、カーボンニュートラルの実現に向けた事業方針等につき取締役会などで継続的に議論のうえ対応しております。こうしたなか、当社グループは、昨年4月に「長期的な安定供給とカーボンニュートラルの両立に向けた事業構造変革について」を策定し、中長期の削減目標とカーボンニュートラルの実現に向けた事業方針を開示しております。

加えて、当社は、気候変動に関する国際的な開示フレームワークであるTCFD提言に国内エネルギー企業として初めて賛同し、同提言で推奨されるシナリオ分析や当社グループにおける主なリスク・機会の財務影響等につき統合報告書にて公表するなど、情報開示に積極的に取り組んでおり、今後も一層の開示の充実に努めてまいります。

## 株主提案 (第3号議案から第11号議案まで)

第3号議案から第11号議案までは、株主からのご提案によるものであります。  
なお、提案株主(219名)の議決権の数は、1,777個であります。

### 第3号議案 定款一部変更の件(2)

#### 議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 原子力発電からの撤退

第×条 アメリカ合衆国の格付け会社であるS & P社の格付けにおいて、福島原発事故前はダブルA(AA)を取得していた本会社は、資金調達コスト抑制のため、社債発行に際しては、同社の投資適格水準であるBBBの取得を目指す。

第×条 投資適格水準格付け取得の障害要因となっている不稼働資産である柏崎刈羽原子力発電所を廃止する。

第×条 同様の要因となっている破綻会社である日本原子力発電への援助を停止し、出資済み・支援済み資金を引き上げる。

第×条 前3条に伴い、必要な処置を行う。

#### 提案の理由

我が社の長期社債格付けは、**S & P社基準で現在BB+**。欧州債務危機の震源となった2009年の**ギリシャ国債と同評価**だ。

先行見通しはネガティブであり、あと1ランク下がると**投資不適格=ジャンク**となる。昨今の世界的利上げの中での格付け低下は、資金調達コスト上昇・財務悪化に繋がる。この低格付けは、原発再稼働に依存した経営方針の誤りに対する資本市場からの警告だ。

そして**株式投資家も、原発依存企業への投資を避ける傾向**にある。原発納期遅延を連発し、稼ぎ頭の送配電網も売却して、**株価暴落のあげく昨年10月に国有化された仏EDFの悪印象**が決定的だった。

**原発は座礁資産化**、つまり市場・社会環境が激変したことで、価値が大きく毀損している。収益を生まず安全対策費用で1兆円以上も資金投入が現在も続く柏崎刈羽原発が何よりの証拠だ。これ以上の会社価値低下を防ぐため原発関連への経営資源投入は止めよう。

#### 取締役会の意見

第7号議案の後に記載しております。

## 第4号議案 定款一部変更の件(3)

### 議案内容

以下の章を新設する。

第△章 GX推進における原子力の除外

第×条 本社は、化石燃料からクリーンエネルギー中心の経済社会システムへの変革を意味するGX推進において、原子力等を活用せず、自然エネルギーと未利用エネルギーの活用を中心とする。

### 提案の理由

原子力はGXの指摘する「従来型化石エネルギー依存社会」と同様に、環境を汚染し回復不能な被害をもたらす。我が社の福島第一原発事故でも実証された。その利活用は趣旨に反する。

我が社は脱化石エネルギーを進めるために、**脱原発も同時に進行すべき**である。GXの達成については**石炭火力を即時廃止**、引き続き可能な限り速やかに**効率の悪い火力発電から廃止**し、**蓄熱、蓄電技術を積極的に導入**しつつ未利用エネルギー（発電所や都市の廃熱など）の利用技術の開発促進に投資する。

なお、現在稼働していない原発については、膨大なコストとエネルギーの無駄をなくすため、必要最小限の安全措置を講じ、**使用済燃料体は順次敷地内の乾式貯蔵に移行**する。活用していない原発の敷地については、自然エネルギー発電所または蓄電設備の設置場所として利用する。

こうした取り組みこそ、我が社がやるべきGXへの最大の貢献である。

### 取締役会の意見

第7号議案の後に記載しております。



## 第5号議案 定款一部変更の件(4)

### 議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 福島第一原子力発電所の汚染水対策

第×条 本社は、福島第一原子力発電所から発生する液体放射性廃棄物である多核種除去設備等処理水（以下、「ALPS処理水」という）の海洋放出をしない。

第×条 ALPS処理水は放射性物質閉じ込めの原則に従い、地上での保管管理とする。

第×条 タンク貯留の汚染水すべてを定期的に測定し、データを公開する。

### 提案の理由

我が社は福島県漁連と「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わず、アルプス処理水は敷地内のタンクに貯留する」と合意した。またロンドン条約は「廃棄物その他の物を船舶、航空機、プラットフォームその他の人工海洋構築物から故意に処分してはならない」としている。我が社はそれらを見做し、海底トンネルの工事を進めている。

全米海洋研究所協会などから、我が社が汚染水測定調査に当たりタンク貯留のごく一部からしかサンプリングしないため、放射性核種の正しいデータが得られていない、汚染水の希釈は科学的に時代遅れ、などの批判が寄せられている。

また、海を生活や生業の場とする太平洋の島嶼国からも、長期にわたる海洋投棄は環境と人権を著しく侵害するとの抗議の声が日本政府に寄せられている。

我が社が失墜した信頼を取り戻すためには、海洋放出を中止し、陸上保管に切り替えて、環境や人権に配慮する企業へと脱皮する以外にない。

### 取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、ALPS処理水の海洋放出につきましては、2021年4月に決定された国の基本方針を踏まえた取り組みを徹底するとともに、実施主体として、さらなる安全性の向上や分かりやすい情報発信、放射性物質のモニタリングの一層の強化等の取り組みをすすめてまいります。

また、希釈放出設備の設計・運用に係る原子力規制庁の安全審査や国際原子力機関によるレビュー等を受け、客観性・透明性の確保をはかるとともに、引き続き、広く社会のみなさまに、科学的な根拠に基づく情報発信を着実に実施することなどにより風評影響を最大限抑制してまいります。

## 第6号議案 定款一部変更の件(5)

### 議案内容

以下の章を新設する。

第△章 自然エネルギーの推進

第×条 本社は、自然エネルギーを基幹電源とする。

### 提案の理由

ウクライナ戦争によるエネルギー危機に乗じて、我が国は再び原発推進に舵を切ろうとしている。だが、この危機を乗り切るのに**原発は、コストでもエネルギー安全保障でも役に立たない。**

原発は建設に10年以上もかかり、コストは高騰し1基1兆円を超える。また廃炉と廃棄物処理に莫大な費用と時間がかかる。小型原発(SMR)や次世代革新炉はさらに高コストとなる。対照的に自然エネルギーのコストは下がり続け、太陽光は最安値で2円/kWを切る。

また**原発は、攻撃されると自国民に向けられた核兵器となる**ことがウクライナ戦争で明らかになった。特に使用済燃料プールは防護がほとんどなく、破壊されると冷却できなくなり放射能が放出される。

**地産地消でCO<sub>2</sub>を出さず燃料費のいらぬ自然エネルギーを増やすことが最大のエネルギー安全保障**である。

我が社は原発をやめ、火力発電を縮小しながら、基幹電源を自然エネルギーにシフトしていくべきだ。

### 取締役会の意見

第7号議案の後に記載しております。

## 第7号議案 定款一部変更の件(6)

### 議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 温暖化対策

第×条 本社は、原子力発電を温暖化対策として位置づけず、活用しない。

### 提案の理由

地球温暖化、気候変動が激化している。

世界気象機関の2021年8月の報告書によると、暴風雨や干ばつなどの気象災害は過去50年間で5倍に増加、損失は約400兆円に達するという。

破局的な気候危機を避けるためには、2030年までの残り6年半で温室効果ガスを半減させる必要がある。

**CO<sub>2</sub>削減を原発に頼ることで、省エネの促進と自然エネルギーの拡大という最も有効な政策がますます遅れる。**

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書によると、**原発のCO<sub>2</sub>削減ポテンシャルは自然エネルギーの10分の1以下**である。

さらに原発は、定期点検での停止、老朽化や地震による事故、不祥事、裁判などで長期停止し、計画通り運転できないことが多い。停止時には火力発電を動かすことになり、温暖化の解決策にならないどころか助長する。我が社は温暖化対策として原発を活用せず、柏崎刈羽原発の再稼働をやめるべきだ。

### 第3号議案、第4号議案、第6号議案及び第7号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**いずれの議案にも反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、資源の乏しい我が国においては、電力の安定供給や温室効果ガスの排出削減、経済性の観点から、再生可能エネルギーや原子力、火力などの各種電源をバランス良く構成し、最適な電源ポートフォリオを構築する必要があると考えております。また、国の「GX実現に向けた基本方針」において、原子力発電は、再生可能エネルギー発電と同様に、我が国のエネルギー安全保障に寄与する脱炭素効果の高い電源として位置づけられ、最大限活用することとされております。当社といたしましても、原子力発電は、運転時に温室効果ガスの排出がないことに加え、優れた安定供給性と効率性を有するベースロード電源であることから、カーボンニュートラルの実現のために、安全性の確保を大前提として、今後も活用が必要であると考えております。

第4号議案、第6号議案及び第7号議案について付言いたしますと、当社グループでは、東京電力リニューアブルパワー株式会社において洋上風力発電をはじめとした再生可能エネルギー電源の開発をすすめるなど、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組みを推進しております。また、太陽光発電設備や蓄電池等の導入から長期運用まで含めたエネルギーサービスの提供等を通じて、「貯めて使う」地産地消型システムの構築にも取り組んでまいります。

## 第8号議案 定款一部変更の件(7)

### 議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 監査委員会の健全化

第×条 監査委員会は、取締役や執行役の職務執行が適正に行われているか、各委員の監査した結果および各委員の発言内容をウェブ上で公表する。

第×条 取締役のうち2名以上は、現に消費者団体に所属している者とし、当該取締役を監査委員とする。

### 提案の理由

我が社は、**東京電力エナジーパートナーが債務超過に陥ったこと**で、財務基盤の立て直しが必要であると5千億円の増資を行った。燃料価格の高騰と円安の進行を理由としているが、それは根本原因ではない。

我が社の企業業績は、福島原発事故によって大きく損なわれた。この時から、自然エネルギーを最大限に有効活用すべく発電・蓄電設備の技術開発に注力し、広範な地域間融通をはかるための送配電協力体制を強化していくべきであった。

ところが、**稼働の見通しのない柏崎刈羽原発、実質破綻している東海第二原発に資金をつぎ込んで**いる。この無謀な判断をする経営陣に対し**監査委員会は何をしてきたのか**。公的支援を受け、消費者だけでなく多くの国民に支えられているにもかかわらず、その視点が全く欠けている。監査委員に消費者団体からの委員を選任して**透明性を高め**、ウェブ上で監査委員会の**詳細を公表**する。

### 取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

会社法では、取締役や執行役の職務執行が適正に行われるよう、取締役会や監査委員会がその監督、監査を行うこととされており、指名委員会等設置会社である当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成されており、そのような取締役のなかから、ふさわしい経験、識見、能力等を有する者を監査委員として選定しております。加えて、当社の監査委員会は、2022年度においては、5名の監査委員のうち4名を社外取締役とすることで監査の客観性を確保するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため、当社における業務経験の豊富な者を常勤の監査委員に選定しております。監査委員会は、このような体制のもとで厳正な監査を実施し、監査結果について十分な審議を行ったうえで、法令に基づく適法な監査報告を作成しております。

当社としては、今後とも取締役会が経営環境等の変化に応じて実効的な監査体制を整備していくことが適切であると考えており、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

## 第9号議案 定款一部変更の件(8)

### 議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 報酬等の個別開示

第×条 個々の取締役及び執行役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財務上の利益は遅滞なく公表する。

### 提案の理由

役員報酬の個別開示の議案は、**3年連続で株主10%以上の賛成**をいただき、4年目の提案となる。過半数の株は国所有という中での10%以上は相当な重みだ。

昨年の株主代表訴訟で旧取締役に13兆円の賠償命令判決が出され、原発事故の責任は役員にあると認められた。原発は、稼働中はもちろん、廃炉中、稼働準備中を問わず、災害の多い我が国では国を揺るがす重要問題だ。

**報酬が、中長期の判断と諸方面との対話ができる各役員の適切なインセンティブになりえているか？ 役員は報酬に応えているか？** 今年こそ、役員報酬の個別開示を実現すべきだ。

役員が報酬に応えていないと思われるガバナンス不足もこの3年間指摘し続けてきた。本来なら、この重責を果たすためにはもっと高額な報酬が妥当ではないか。誇りを持って高額報酬にふさわしい仕事をしていただくために、報酬を個別開示し、社員や株主、消費者の負託に応えてほしい。

### 取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

取締役及び執行役に支給した報酬等につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令等に基づき、基本報酬及び業績連動報酬の区分ごとに、取締役・執行役・社外取締役それぞれの総額及び員数を開示しており、経営に係るコストの開示として十分であると考えていることから、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、指名委員会等設置会社である当社においては、社外取締役で構成される報酬委員会が、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めるとともに、当該方針に基づき取締役及び執行役の報酬等の内容を決定しております。また、執行役に支給する業績連動報酬につきましては、会社業績及び個人業績に応じた額を支給することとしており、中長期的な業績と連動する報酬の指標も設定しております。

## 第10号議案 定款一部変更の件(9)

### 議案内容

以下の章を新設する。

#### 第△章 株主代表訴訟

第×条 本社は役員が株主代表訴訟を起こされた場合、中立を保ち補助参加はしない。

第×条 裁判が公正に行われるよう、役員会の資料やメモ、会議録画など全てを裁判所に提出する。

第×条 弁護士などの費用負担をしない。

第×条 判決に仮執行が附帯された場合は速やかに実行する。

第×条 本会社が公平中立であることを示すため、提訴、口頭弁論、判決などの内容を随時ホームページで周知する。

### 提案の理由

昨年7月13日、旧取締役4名に13兆3210億円を支払うよう命じた東京地裁の判決は、膨大な賠償額と、**我が社の旧取締役の個人責任を明確にした。**

原発がひとたび事故を起こせば、経営者個人の責任が問われること、そしてそれは自己破産しても到底償えるものではないことが明らかになった。

この裁判は株主が取締役を提訴するよう監査役に訴えてから11年もの年月がかかった。我が社が原発事故を起こした旧取締役たちに補助参加し、莫大な弁護士費用を負担しただけでなく、裁判に非協力的であったためだ。

本来ならば、**会社に損害を与えた旧取締役に加勢するなどあってはならず**、株主と共に闘うべきである。しかし、せめて中立を守り、**弁護士費用などを肩代わりせず**、裁判が円滑に進むよう**記録などの提出に協力する。**

そして我が社が電力供給地域や消費者、株主に公正な会社であることを周知するため、**裁判の経過を随時公開すべき**である。

### 取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、株主代表訴訟への補助参加等については、提訴内容等によっては当社の事業運営に重大な影響を及ぼすおそれがあることに加え、会社が訴訟に参加することが訴訟手続の円滑な進行に資する場合もあることなどから、事案に応じて適切に判断してまいりたいと考えております。また、現在、当社が補助参加している訴訟につきましては、裁判所の訴訟指揮等を踏まえ、引き続き適切に対応してまいります。

## 第11号議案 定款一部変更の件 (10)

### 議案内容

以下の章を新設する。

第△章 東京電力パワーグリッドの売却

第×条 東京電力パワーグリッドを売却する。

第×条 前条に必要な手続きを整える。

### 提案の理由

我が社は国の指導に従い、送配電分離の一環として2015年、法的分離を実行したが、送配電会社はグループ企業とされ、ホールディングスの形態を取った。

そして今年2月、我が社も含む電力大手8社が送配電会社を通じて行っていた、**新電力の顧客名簿の不正閲覧が発覚**した。発電、売電、送配電をグループ会社内で行うことは利益相反の温床であり、今後も同様の不正は起こり得る。

内閣府の有識者会議は不正防止と罰則強化の観点から**送配電部門の所有権分離を提言**した。また電力料金的大幅な値上げにも、経営努力が先だと、消費者からの批判も大きくなっている。福島原発事故を起こし、賠償費用に、廃炉費用にと莫大な税金を投入されている我が社は、国からの借金を返済する当てもない。

他電力会社に範を示すべく、最大の資産である**送配電会社を売却**し、その売却益で**国からの交付金（発行限度額13.5兆円）を返納し、電気料金の値上げ幅も抑える**べきである。

### 取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社グループとしては、一般送配電事業者の法的分離の大前提である中立性・公平性の確保を確実なものとするため、東京電力パワーグリッド株式会社の内部統制システムの一層の強化をはかるなど、企業行動の適正化を推進しております。

また、災害や需給ひっ迫への対応においては、東京電力パワーグリッド株式会社だけでなくグループ一丸となって対応することが早期の停電復旧や需給バランスの確保に資するものと考えます。加えて、当社グループは、事業基盤のさらなる強化やカーボンニュートラル社会を見据えた事業構造変革をすすめ、グループ全体でバランスの取れた事業ポートフォリオを構築することで、賠償・廃炉に必要な資金を安定的・計画的に捻出し続けてまいります。

以上





# 株主総会会場ご案内図

会場

**東京ガーデンシアター** 東京都江東区有明二丁目1番6号

交通のご案内

■ ゆりかもめ 有明駅 出口2Bから徒歩4分

■ ゆりかもめ 有明テニスの森駅 出口2Aから徒歩5分

■ りんかい線 国際展示場駅 出口Aから徒歩7分

〈ご参考〉 ■ 都営バス 海01 (KM01), 都05-2又は東16 有明二丁目バス停 下車



お願い:お車でのご来場はご遠慮願います。

東京電力ホールディングス株式会社

ホームページ <https://www.tepcoco.jp/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。